

東日本大震災対策本部及び復興支援室の設置要項について

平成23年4月18日
学 長 裁 定

(目的)

第1条 東日本大震災に係る情報の共有と一元化を図るとともに、必要な支援・対応策について関係部局・チーム(室)等との連絡・調整を行うため、本学に「東日本大震災対策本部及び復興支援室」を設置する。

(東日本大震災対策本部)

第2条 役員会の下に、東日本大震災対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

- 2 対策本部の構成員は、学長・理事をもって組織する。
- 3 対策本部に対策本部長を置き、対策本部長は学長をもって充てる。
- 4 対策本部は、東日本大震災に係る諸課題等を総括し、復興支援室に対して必要な指示を行う。

(復興支援室)

第3条 対策本部の下に、復興支援室(以下「支援室」という。)を設置する。

- 2 支援室の構成員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 総務・財務担当理事
 - 二 総括TL(総務担当、財務担当、学生担当)
 - 三 総務TL、人事TL、財務企画TL、キャンパス整備TL、学務TL
 - 四 府中地区事務長、小金井地区事務長
 - 五 その他支援室が必要と認めたる者
- 3 支援室に室長を置き、室長は前項第一号の者をもって充てる。
- 4 支援室に室長補佐を置き、室長補佐は室長が指名した者をもって充てる。
- 5 支援室は、対策本部の指示に基づき、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - 一 震災に係る情報の収集・一元化
 - 二 支援・対応等に係る情報の発信
 - 三 支援に係る関係部局・チーム(室)等との連絡・調整
 - 四 教育研究活動及び計画停電等に対する対応
 - 五 その他震災に関し、対策本部長が指示する事項

(事務)

第4条 対策本部及び支援室に関する事務は、関係チームの協力を得て総務チームが処理する。